

トンネル個別施設計画
【箕面市】

令和5年12月

箕面市 みどりまちづくり部 道路整備室

目次

1. 目的
2. 対象施設
3. 計画期間
4. 対策の優先順位の考え方
5. 施設の状態
6. 対策内容と時期及び費用
7. その他

1. 目的

箕面市が管理するトンネルは、令和5年度現在で1箇所である。今後、トンネルの老朽化が進行し、財政的な負担が増大することが予想されるとともに、損傷の発生は、交通事故の起因、補修工事による通行規制、車両や人への第三者被害等、道路交通の安全性や経済性に多大な影響を及ぼすものである。

このため、従来の事後対処療法的な維持管理から、計画的及び予防保全的な維持管理へと転換を図り、トンネルの長寿命化並びに、維持管理に係る費用の縮減を図りつつ、道路の安全性・信頼性を確保することを目的に、本計画を策定するものである。

2. 対象施設

本計画では、箕面市が管理する彩都トンネル1箇所を対象とする。

トンネル名	路線名	トンネル長(m)	幅員(m)	有効高(m)	完成年月
彩都トンネル	彩都中央線	401.0	10.25	4.5	平成27年(2015年)1月

3. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、2024年から2033年の10年間とした。

4. 対策の優先順位の考え方

箕面市の管理するトンネルは、彩都トンネル1箇所のみであるため、優先順位付けは行わないものとする。

5. 施設の状態

5年毎に施設の定期点検を実施し、点検・診断結果に基づき、措置の要否を判断して計画的な修繕を行う。管理水準は、「道路トンネル定期点検要領（平成31年3月国土交通省道路局）」の健全性の判定区分を指標とし、下表の「健全性Ⅲ 早期措置段階」と設定する。

(1) 健全性の判定区分

健全性	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずるのが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(2) 健全性の評価

トンネル名	点検年月	評価	備考
彩都トンネル	令和2年(2020年)3月	Ⅱ	

定期点検の結果、対策を必要とする「健全性Ⅲ 早期措置段階」には達していないため、修繕工事は実施しないと判断した。今後も定期点検等により、継続的に経過観察を行い、点検診断結果に応じた対策を検討する。

6. 対策内容と時期及び費用

凡例：対策実施時期 

(1) 対策内容と対策時期

点検 

トンネル名	最新法令点検		対策の内容・時期（年度）									
	年度	評価	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
彩都トンネル	2019年	Ⅱ										

(2) 対策費用

単位：百万円

計画期間	2024年 (R06)	2025年 (R07)	2026年 (R08)	2027年 (R09)	2028年 (R10)	2029年 (R11)	2030年 (R12)	2031年 (R13)	2032年 (R14)	2033年 (R15)
概算費用	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0

7. その他

(1) 新技術に関する検討

トンネルの法定点検や修繕等の実施に当たっては、国土交通省の「新技術情報提供システム（NETIS）」や「新技術利用のガイドライン（案）」を参考に、新技術等の活用を検討し、事業の効率化やコスト削減を図る。

なお、令和11年度までに新技術の活用を検討し、約1割程度の事業費削減を目標とする。

(2) 集約化・撤去に関する検討

設置場所や施設の必要性から検討した結果、集約化・撤去を進めていくことは困難である。